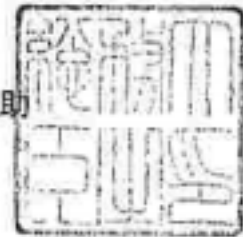


総税企第131号
平成15年9月18日

柏崎市長 西川 正純 殿

総務大臣 片山 虎之助



柏崎市法定外目的税「使用済核燃料税」の新設に係る協議について

平成15年5月27日付けで協議の申出のあった法定外目的税「使用済核燃料税」の新設については、地方税法（昭和25年法律第226号）第733条の規定に基づき同意する。

新潟県柏崎市使用済核燃料税条例

(課税の根拠)

第1条 市は、原子力発電所所在市として、原子力発電所に対する安全対策、生業安定対策、環境安全対策及び民生安定対策並びに原子力発電所との共生に必要な費用に充てるため、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第5条第7項及び第731条第1項の規定に基づき、使用済核燃料税を課する。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 発電用原子炉 原子力基本法（昭和30年法律第186号）第3条第4号に規定する原子炉で発電の用に供するものをいう。
- (2) 使用済核燃料 原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質で発電用原子炉に燃料として使用したものをいう。
- (3) 原子炉設置者 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第23条第1項の許可を受けた者をいう。
- (4) 保管 原子炉設置者が使用済核燃料を発電用原子炉から取り出し、当該発電用原子炉施設内の使用済燃料貯蔵設備において貯蔵する状態をいう。

(賦課徴収)

第3条 使用済核燃料税の賦課徴収については、法令又はこの条例に別段の定めがあるものを除くほか、新潟県柏崎市税条例（昭和35年条例第10号）の定めるところによる。

(納税義務者)

第4条 使用済核燃料税は、使用済核燃料を保管する原子炉設置者に課する。

(課税標準)

第5条 使用済核燃料税の課税標準は、賦課期日において保管する使用済核燃料の重量とする。

- 2 前項の重量は、使用済核燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量とする。

(税率)

第6条 使用済核燃料税の税率は、1キログラムにつき480円とする。

(賦課期日)

第7条 使用済核燃料税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の1月1日とする。

(徴収の方法)

第8条 使用済核燃料税の徴収については、申告納付の方法による。

(申告納付の手続等)

第9条 使用済核燃料税の納期限は、4月30日とする。

- 2 納税義務者は、賦課期日における使用済核燃料税の課税標準、税額その他必要な事項を記載した申告書を市長に提出するとともに、その申告した税額を納付書によって納付しなければならない。

- 3 前項の規定により申告書を提出した者は、当該申告書を提出した後においてその申告に係る課税標準又は税額を修正しなければならない場合においては、規則で定めるところにより、遅滞なく、修正申告書を提出するとともに、当該修正により増加した税額があるときは、これを納付しなければならない。

(更正、決定等に関する通知)

第10条 法第733条の16第4項の規定による使用済核燃料税に係る更正又は決定の通知、法第733条の18第5項の規定による使用済核燃料税に係る過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第733条の19第4項の規定による使用済核燃料税に係る重加算金額の決定の通知は、更正又は決定の通知書を交付して行うものとする。

- 2 前項の通知を受けた者は、当該通知書で指定する期限までに納付書によって当該通知に係る徴収金を納付しなければならない。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。
- 2 平成15年度における使用済核燃料税の賦課期日については、第7条中「当該年度の初日の属する年の1月1日」とあるのは、「規則で定める日」とする。この場合において課税標準を算出するときは、当該規則で定める日の属する年度の4月から当該規則で定める日の属する月までの月数を12から差し引いた月数を12で除した数値を課税標準に乗じて計算するものとする。
- 3 平成15年度における使用済核燃料税の納期限については、第9条第1項中「4月30日」とあるのは、「規則で定める日」とする。
- 4 この条例については、施行後5年を目途として、この条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

新潟県柏崎市使用済核燃料税条例の施行期日等を定める規則

- 1 新潟県柏崎市使用済核燃料税条例（平成15年条例第33号。以下「条例」という。）の施行期日は、平成15年9月30日とする。
- 2 条例附則第2項の規定による平成15年度における使用済核燃料税の賦課期日は、平成15年9月30日とする。
- 3 条例附則第3項の規定による平成15年度における使用済核燃料税の納期限は、平成15年10月31日とする。

新潟県柏崎市使用済核燃料税条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、使用済核燃料税の賦課徴収事務等の取扱いについて、新潟県柏崎市税条例施行規則（昭和40年規則第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(申告書等)

第2条 新潟県柏崎市使用済核燃料税条例（平成15年条例第33号。以下「条例」という。）第9条第2項の申告書及び同条第3項の修正申告書は、別記第1号様式によるものとする。

(更正又は決定等の通知書)

第3条 条例第10条第1項の通知書は、別記第2号様式によるものとする。

(課税標準の端数計算)

第4条 条例第5条第1項に規定する課税標準を計算する場合において、当該重量に1キログラム未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

附 則

この規則は、平成15年9月30日から施行する。

別記

第1号様式（第2条関係）

申告書 使用済核燃料税 修正申告書				
年 月 日				
柏崎市長 様				
納税義務者				
住 所				
(所在地)				
氏 名				
(名 称)				
ⓑ				
柏崎市使用済核燃料税条例第9条の規定により、下記のとおり申告します。				
この申告の担当部課名等		部 課 名		
		担当者名		
		電話番号		
申告区分	摘 要	課税標準(キログラム)	税率 (円)	税 額 (円)
申 告	申 告 額			
納 付 額	納 付 年 日 月	年 月 日		
修正申告 納 付 額	修正申告額 (ア)			
	当初申告額 (イ)			
	差引増差額(ア)-(イ) (この申告による納付金額)			
	増 差 税 額 納 付 年 月 日	年 月 日		
備 考				

注 課税標準（キログラム）の算出に当たっては、別紙「課税標準に関する明細書」に基づき、計算した数値（1キログラム未満の端数は切捨て）を記載する。

別紙

課税標準に関する明細書

使用済核 燃料保管 号機	1月1 日現在 の保管 体数①	①のうち、一 時照射済核 燃料の保管 体数 ②	①のうち、所外搬 出のためキャス クに保存してい る体数 ③	課税対象とな る保管体数 (①-②-③) ④	④に対する使用済核燃 料に係る原子核分裂を させる前の核燃料物質 の重量(グラム)	備考
合計						

注 号機ごとに記載する。

第2号様式（第3条関係）

使用済核燃料税の 更正 及び加算金決定通知書
決定

(納税者) 住(居)所 (所在地) 氏 名 様 (名 称) 柏崎市使用済核燃料税条例第10条の規定により、下記のとおり更正・決定(年度分)したので通知します。 年 月 日			
柏崎市長			
記			
区 分	課税標準(キログラム)	税 率(円)	税 額(円)
更正・決定額 (ア)			
既に納付の確定した額 (イ)			
差引不足税額(ア) - (イ)			
(ウ)			
区 分	基礎となる額(円)	乗ずる率	金 額(円)
過少申告加算金 (エ)		100	
不申告加算金 (オ)		100	
重加算金 (カ)		100	
納付すべき合計額 (ウ) + (エ) + (オ) + (カ)	/	/	
申告書提出期限	年 月 日	申告書提出年月日	年 月 日
指 定 納 期 限	年 月 日		
延滞金の計算方法	上記の金額のほか、申告納入すべきであった納期限の翌日から納入の日までの期間に応じ、不足税額(1,000円未満の端数があるとき又はその税額の金額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)につき年14.6パーセント(ただし、納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(これらの期間のうち 年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合(当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てます。))の割合で計算した延滞金を加算して納めてください。		
納 付 場 所	(株)北越銀行、(株)第四銀行、(株)大光銀行、柏崎信用金庫、新潟県信用組合、新潟大栄信用組合、新潟県労働金庫、柏崎農業協同組合、市役所担当課窓口(国内の店舗に限る)		
不 服 の 申 立 て	この決定に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。		

地方税法関係条文

地方税法（昭和25年7月31日法律第226号）（抄）

（市町村が課することができる税目）

第5条 （略）

2 （略）

3 市町村は、前項に掲げるものを除く外、別に税目を起こして、普通税を課することができる。

4 （略）

5 （略）

6 （略）

7 市町村は、第4項及び第5項に規定するもの並びに前項各号に掲げるものを除くほか、別に税目を起して、目的税を課することができる。

（市町村法定外普通税の新設変更）

第669条 市町村は、市町村法定外普通税を新設し、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

第670条 総務大臣は、前条の規定による協議の申出を受けた場合においては、その旨を財務大臣に通知しなければならない。

2 財務大臣は、前項の通知を受けた場合において、その協議の申出に係る市町村法定外普通税の新設又は変更について異議あるときは、総務大臣に対してその旨を申し出ることができる。

第670条の2 総務大臣は、第669条の同意については、地方財政審議会の意見を聴かななければならない。

（総務大臣の同意）

第671条 総務大臣は、第669条の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る市町村法定外普通税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。

- (1) 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
- (2) 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- (3) 前2号に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

（市町村法定外普通税の非課税の範囲）

第672条 市町村は、次に掲げるものに対しては、市町村法定外普通税を課することができない。

- (1) 市町村外に所在する土地、家屋、物件及びこれらから生ずる収入
- (2) 市町村外に所在する事務所及び事業所において行われる事業並びにこれらから生

ずる収入

- (3) 公務上又は業務上の事由による負傷又は疾病に基因して受ける給付で政令で定めるもの

(法定外目的税の新設変更)

第731条 道府県又は市町村は、条例で定める特定の費用に充てるため、法定外目的税を課することができる。

- 2 道府県又は市町村は、法定外目的税を新設し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

第732条 総務大臣は、前条第2項の規定による協議の申出を受けた場合においては、その旨を財務大臣に通知しなければならない。

- 2 財務大臣は、前項の通知を受けた場合において、その協議の申出に係る法定外目的税の新設又は変更について異議あるときは、総務大臣に対してその旨を申し出ることができる。

第732条の2 総務大臣は、第731条第2項の同意については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

(総務大臣の同意)

第733条 総務大臣は、第731条第2項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る法定外目的税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。

- (1) 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
- (2) 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- (3) 前2号に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

(法定外目的税の非課税の範囲)

第733条の2 地方団体は、次に掲げるものに対しては、法定外目的税を課することができない。

- (1) 当該地方団体の区域外に所在する土地、家屋、物件及びこれらから生ずる収入
- (2) 当該地方団体の区域外に所在する事務所及び事業所において行われる事業並びにこれらから生ずる収入
- (3) 公務上又は業務上の事由による負傷又は疾病に基因して受ける給付で政令で定めるもの

柏崎刈羽原子力発電所の概要

1 全体計画

設置位置	柏崎市及び刈羽村		
建設用地面積	約420万平方メートル (柏崎市 約310万平方メートル、刈羽村 約110万平方メートル)		
最終開発規模	821.2万KW(平成9年7月2日)		
港湾設備	南防波堤	2,275m	
	北防波堤	780m	

2 概 要

(1) 計画概要

柏崎市立地（1号機～4号機）

項 目		1号機	2号機	3号機	4号機
炉 形 式		沸騰水型軽水炉	〃	〃	〃
電 気 出 力		110万KW	〃	〃	〃
建 設 工 事 費		約4,756億円	約2,998億円	約3,253億円	約3,344億円
電源開発調整審議会承認年月日		S49年7月4日	S56年3月26日	S60年3月27日	S60年3月27日
原子炉設置許可申請年月日		S50年3月20日	S56年5月11日	S60年4月11日	S60年4月11日
原子炉設置許可年月日		S52年9月1日	S58年5月6日	S62年4月9日	S62年4月9日
工 期	着工年月日	S53年12月1日	S58年10月26日	S62年7月1日	S63年2月5日
	営業運転開始年月日	S60年9月18日	H2年9月28日	H5年8月11日	H6年8月11日

刈羽村立地（5号機～7号機）

項 目		5号機	6号機	7号機
炉 形 式		沸騰水型軽水炉	改良型沸騰水型 軽水炉	〃
電 気 出 力		1 1 0万KW	1 3 5 . 6万KW	〃
建 設 工 事 費		約 3,562 億円	約 4,182 億円	約 3,625 億円
電源開発調整審議会承認年月日		S56年3月26日	S63年3月18日	S63年3月18日
原子炉設置許可申請年月日		S56年5月11日	S63年5月23日	S63年5月23日
原子炉設置許可年月日		S58年5月6日	H3年5月15日	H3年5月15日
工 期	着工年月日	S58年10月26日	H3年9月17日	H4年2月3日
	営業運転開始年月日	H2年4月10日	H8年11月7日	H9年7月2日

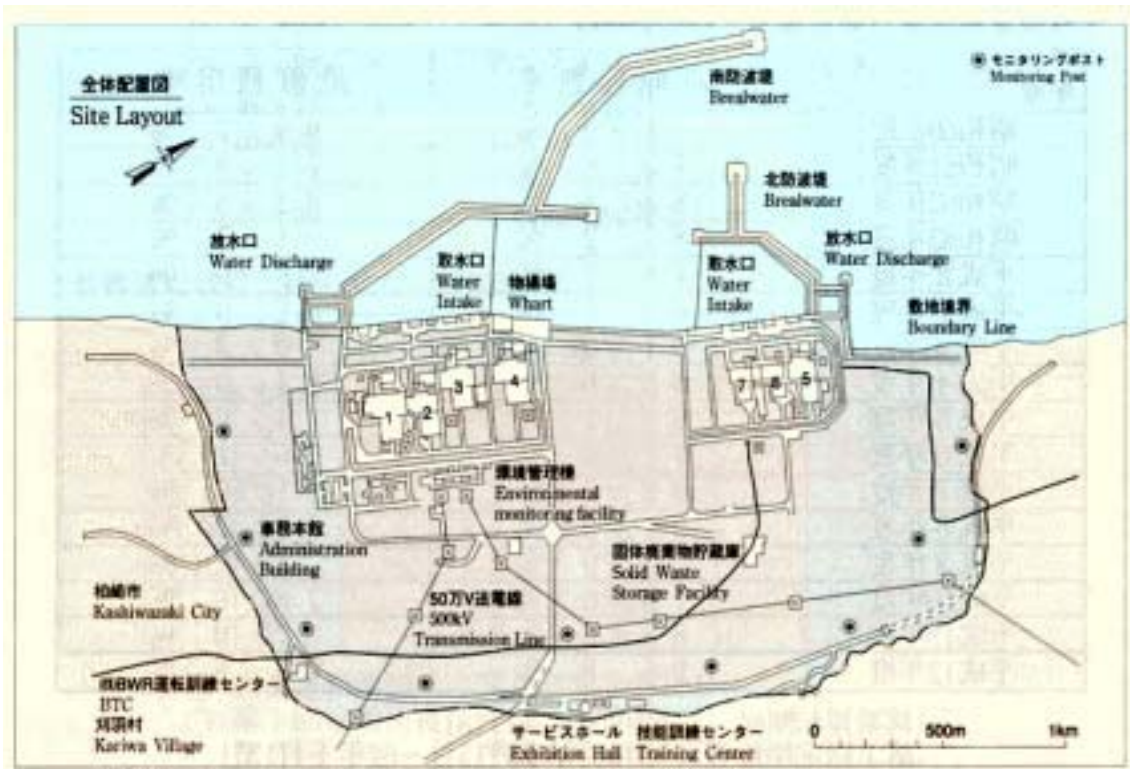
(2) 設備概要

号 機		1号機	2・3・4・5号機	6・7号機
項 目				
電気出力(万KW)		1 1 0		1 3 5 . 6
熱出力(万KW)		3 2 9 . 3		3 9 2 . 6
原子炉型式		沸騰水型軽水炉		改良型沸騰水型軽水炉
格納容器型式		MARK 2 (円すい型)	MARK 2改良 (つりがね型)	鉄筋コンクリート製 (円筒型)
圧 力 容 器	高さ(m)	約 2 2		約 2 1
	内径(m)	約 6 . 4		約 7 . 1
	全重量(t)	約 7 5 0		約 9 1 0
格 納 容 器	円筒部直径(m)	2 6	2 9	
	高さ(m)	4 7	4 8	3 6
タ ー ビ ン	蒸気圧力 (kg/cm ² g)	6 6 . 8		6 8 . 2
	蒸気温度(°C)	2 8 2		2 8 4
	型 式	くし型6流排気復水式		くし型6流排気再熱 再生復水式
燃 料	種 類	二酸化ウラン		
	全ウラン(t)	約 1 3 2		約 1 5 0
	集合体(体)	7 6 4		8 7 2

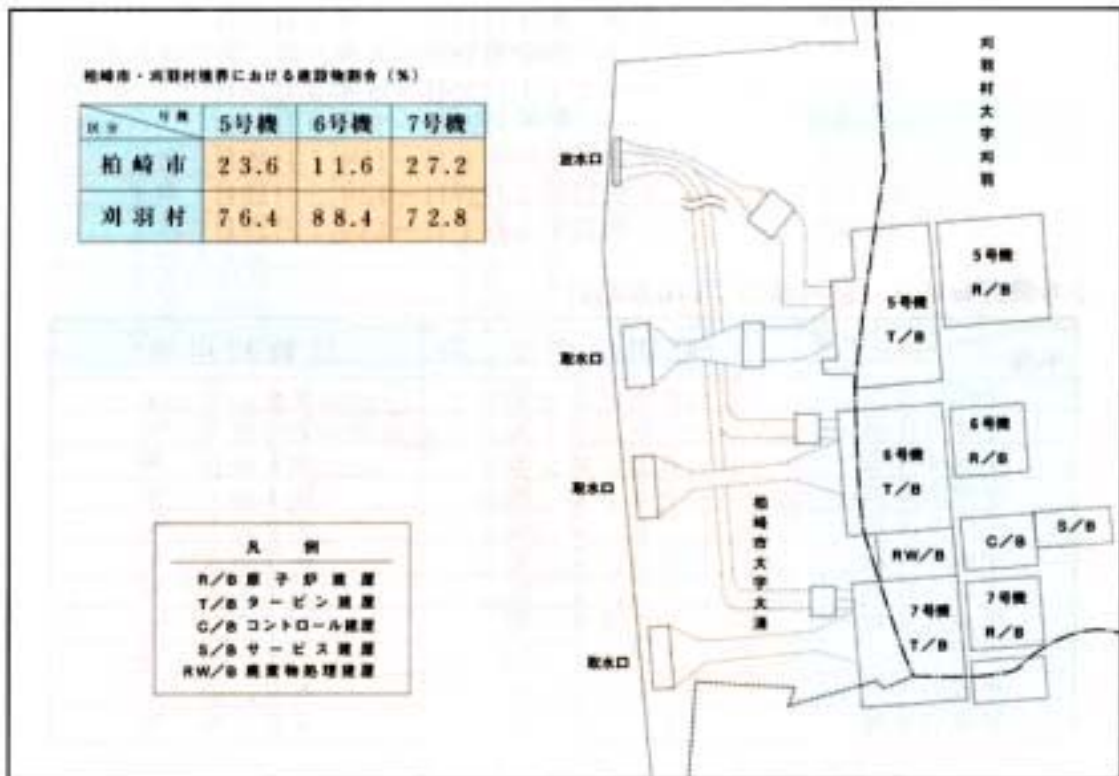
3 位置図



(1) 配置図



(2) 5・6・7号機 柏崎市刈羽村境界図



使用済核燃料

1 ウラン燃料

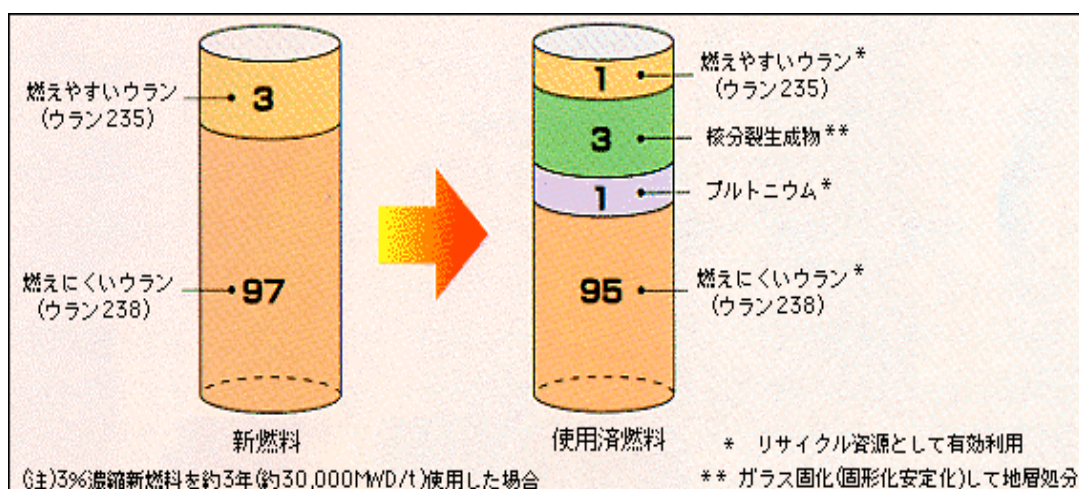
原子力発電所の燃料はウランですが、このうち核分裂をするのはウラン **235** です。ウラン **235** は天然ウランの中には **0.7%**程度しか含まれていないため、この割合を2～4%程度まで濃縮し、その後さまざまな工程を経て、直径**1 cm**、高さ**1 cm**の円柱状（ペレットと呼ばれる）に焼き固め、丈夫な合金製の長い管の中に収めます。これは燃料棒と呼ばれ、それらをいくつも束ねて燃料集合体として、**110万 kw**級沸騰水型軽水炉では**764**体を原子炉の中に装荷し、制御棒で核分裂をコントロールしながらゆっくりとエネルギーを取り出していきます。炉内でウラン **235** が中性子を吸収すると核分裂が起き、大きな熱エネルギーが発生します。また、その時にウラン **235** の原子核から2～3個の中性子が飛び出します。この中性子はさらに別のウランの原子核に吸収され、次々と核分裂が連鎖的に起こります。このように、核分裂の連鎖反応で生じた膨大な熱エネルギーで水を蒸気に変えています。

2 使用済核燃料

原子炉を運転すると、核分裂するウラン **235** が減少するので、一定期間（**1**年前後）ごとに原子炉を停止して新しい燃料に取り替えなければならない。通常、原子炉内の燃料は**1**回に**3**分の**1～4**分の**1**くらい取り替えるが、このようにして取り出された燃料を使用済燃料という。この使用済燃料は、発電所内の専用プールに貯蔵冷却して放射能を弱めたのち、専用の輸送容器（キャスク）に入れて再処理工場へ送られます。

原子力発電所で使い終わった燃料（使用済燃料）は、核分裂しやすいウラン（ウラン **235**）の割合が減っていますが、この中には、燃え残ったウラン（ウラン **235**、ウラン **238**）や新しくできたプルトニウムが含まれています。

これらを、再び利用するために、使用済燃料からウランやプルトニウムといった再利用できるものを分離・回収することを再処理と言います。



3 沸騰水型原子力発電所（BWR）の燃料集合体及び制御棒

BWRの燃料は、燃えやすいウラン235を3～5%程度に濃縮した二酸化ウランを高さ、直径ともに約10mmの円筒形のセラミック状に焼き固めた物で、ペレットと呼んでいます。ペレットを長さ約4mくらいのジルカロイ合金の細長い管（燃料被覆管）に詰めて密封した物を燃料棒と言います。この燃料棒とウォーターロッドを正方格子状に配列して（8×8あるいは9×9）組み立てた物を燃料集合体と言います。

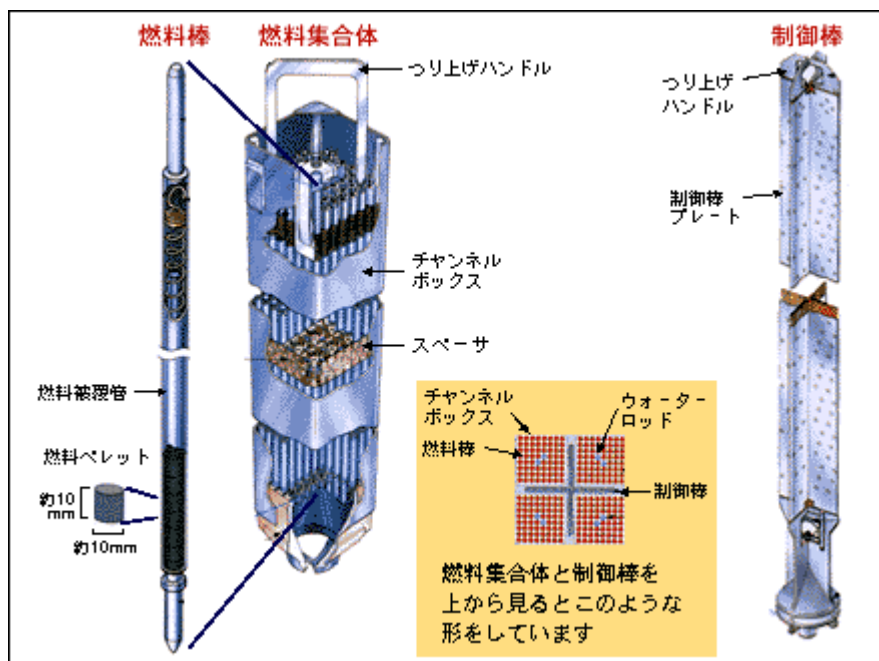
ウォーターロッドはスペーサを支えるとともに、燃料集合体の出力分布を平坦化する役割を果たしています。

スペーサは燃料棒間の間隔を保つなどの役割があります。

燃料集合体はチャンネルボックスという金属製の角筒に覆われています。チャンネルボックスは燃料棒から熱エネルギーを奪う冷却材の流路を確保する役割を果たしています。

燃料集合体の間を、中性子を吸収しやすいホウ素あるいはハフニウムなどで作った十字形の制御棒が上下に移動します。制御棒を原子炉に出し入れすることによって、核分裂により発生する中性子の量を調節することができます。その結果、原子炉の出力を制御することができます。

●BWRの燃料棒・燃料集合体及び制御棒

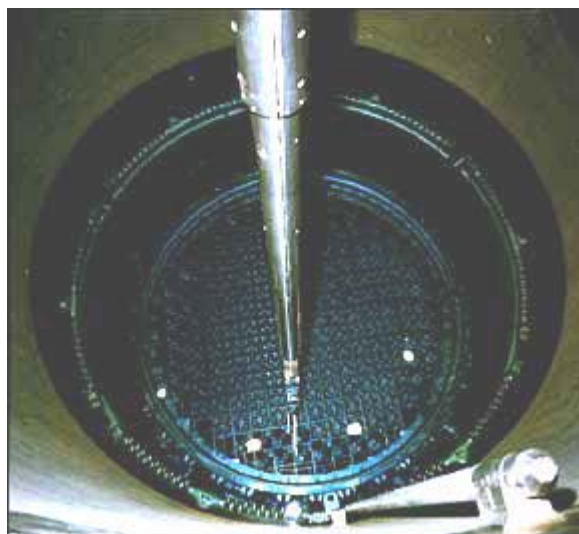


4 原子炉の燃料の取扱いと貯蔵設備

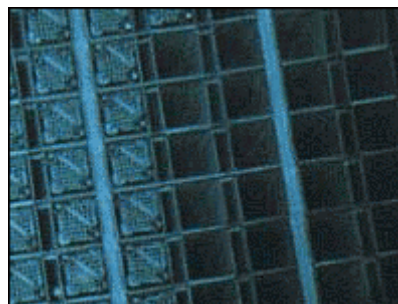
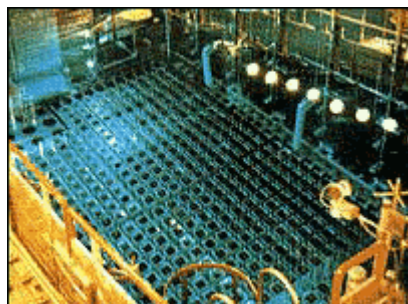
原子力発電所では約1年に1回定期的に発電所を停止して、機器・設備の点検などを実施します。

この停止期間を利用して原子炉内の1/4～1/3の燃料を新しい燃料と交換します。原子炉に燃料を装荷するとき、また原子炉から燃料を取り出すときは、専用の設備を使って燃料集合体を1体ずつ取り扱います。

原子炉から取り出した使用済燃料は放射能が強く熱も発生しているので、水を張った使用済燃料貯蔵ピットに貯蔵し、ある期間冷却管理します。



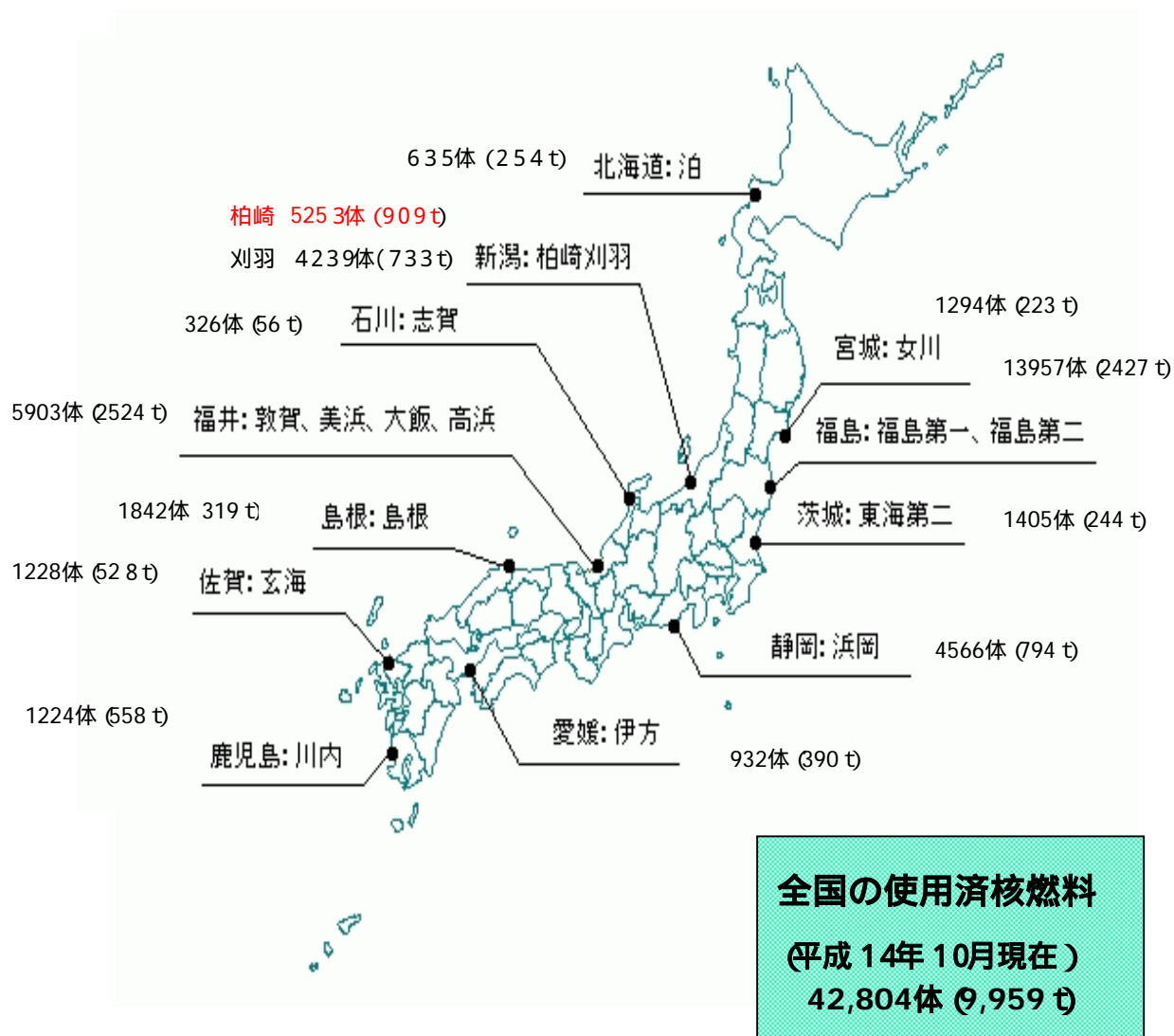
●使用済燃料貯蔵ピット



なぜ貯蔵プールに入れるの？

使用済み核燃料は、新燃料と比較すると放射エネルギーは約1億倍にもなります。200種類以上の放射能が強い放射線を出しながら壊変していくわけですから、その崩壊熱はものすごいものになります。冷やし続けなければ、自ら発する熱によって金属のさや管もろとも溶かしてしまうことになります。ですから、プールに入れて水で冷やすのです。

5 全国の使用済核燃料保管量の状況



電力会社別使用済核燃料

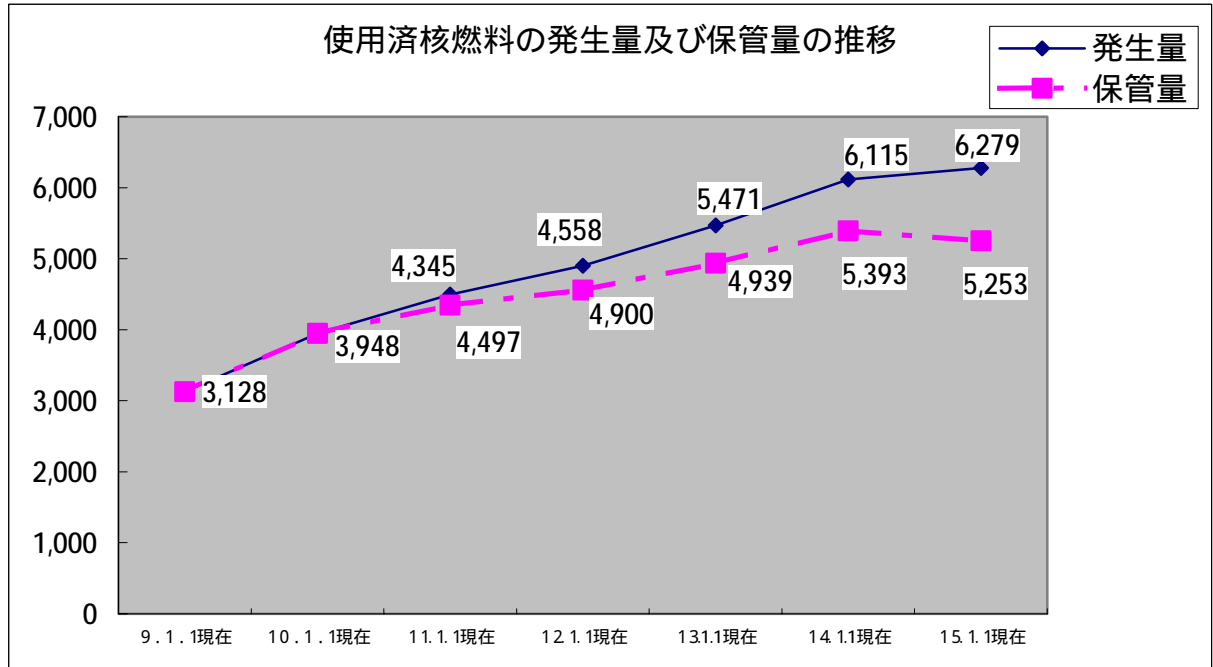
単位：体；t

会社名	使用済核燃料物質集集体数	使用済燃料の核分裂前の総重量	会社名	使用済核燃料物質集集体数	使用済燃料の核分裂前の総重量
北海道電力	635	254.0	関西電力	4,561	2,034.1
東北電力	1,294	223.4	中国電力	1,842	319.5
東京電力	23,449	4,069.0	四国電力	932	390.0
中部電力	4,566	794.0	九州電力	2,452	1,085.8
北陸電力	326	56.0	日本原電	2,747	734.0

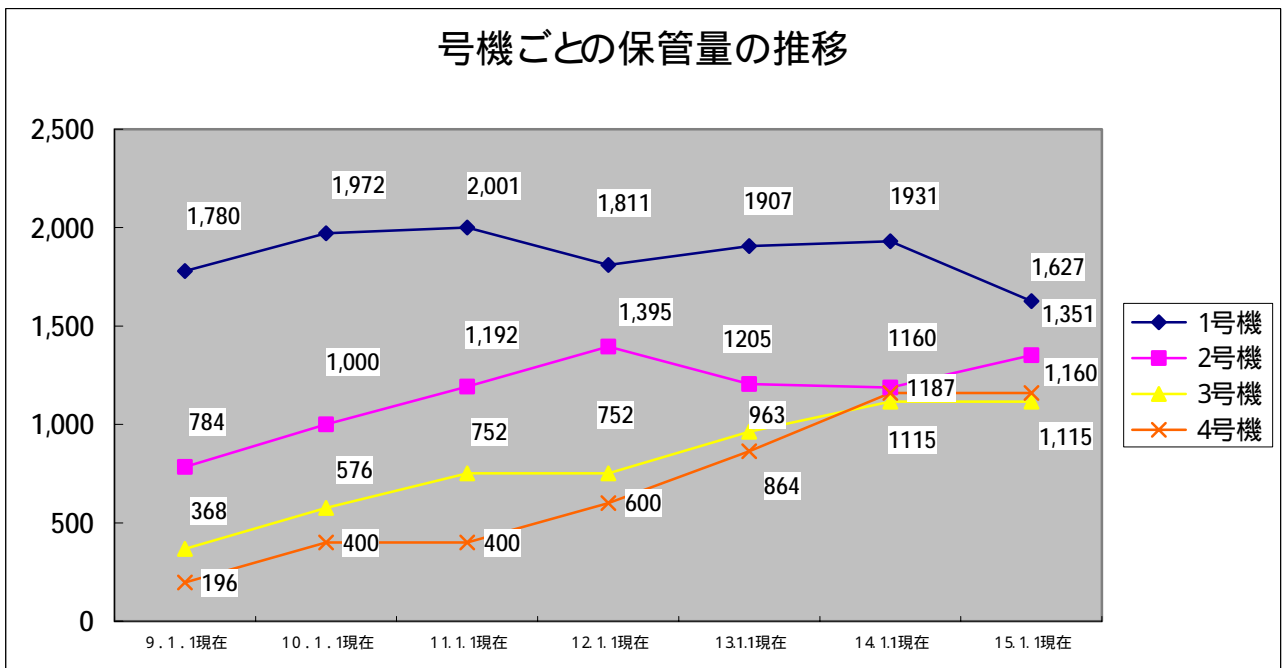
全原協新税検討WG資料より

6 使用済核燃料保管量の推移

1号機から4号機までの使用済核燃料の発生量と保管量は次のとおりです。号機間移動により発生量に比較して保管量は少なくなっています。

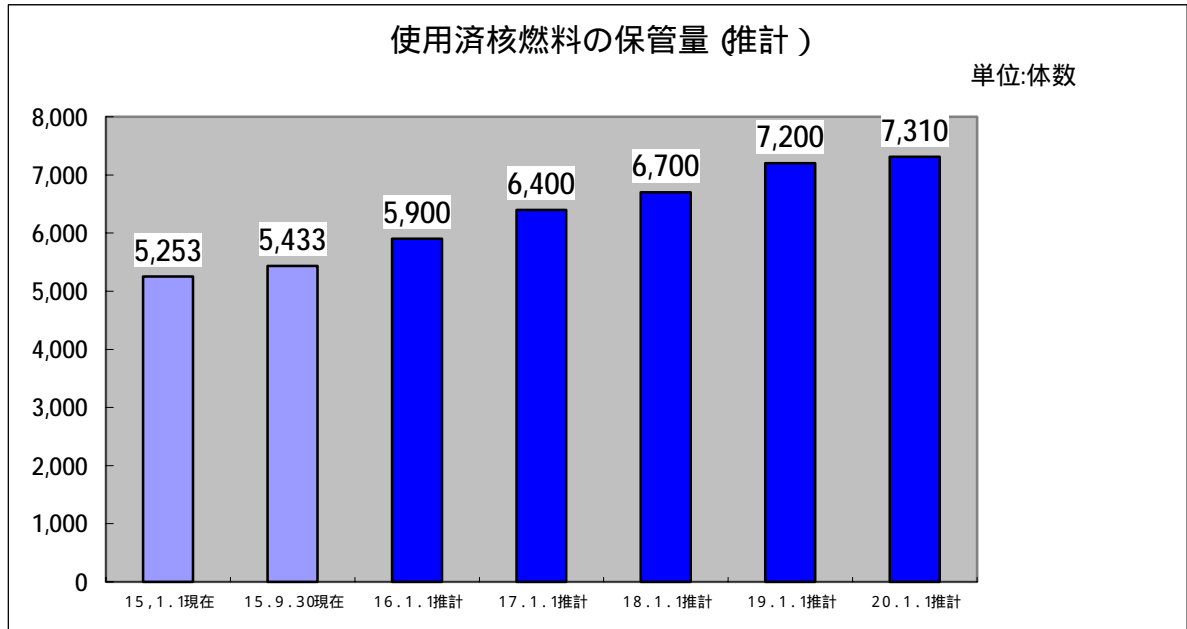


* 次の号機ごとの保管量の推移により、昭和60年と平成2年にそれぞれ営業運転を開始した1号機と2号機の貯蔵率の上昇に伴い、1号機と2号機の使用済燃料を他の号機へ移動していることがわかります。



7 今後の使用済核燃料の保管量見込み

5～7号機への号機間移動、青森県六ヶ所村への搬出、定期検査等の予想により保管量を推計しています。



全国の使用済燃料の今後の見通し

1966年に国内初の商業用原子力発電所が営業運転を開始して以来、17,320トンUの燃料(2002年9月末時点の軽水炉用燃料に係る実績)を使用し、原子力発電を行いました。

核燃料サイクル政策をとる日本は、国内に再処理工場等の民間サイクル事業が確立されるまでは、基本的に使用済燃料の再処理を海外に委託してきました。英仏の再処理工場への使用済燃料の搬出は、1973年から1998年までの間に約5,610トンUになっています。

国内においては、核燃料サイクル開発機構が実用規模での再処理技術の確立を目指して、1977年に東海再処理工場の運転を開始し、以来約1,093トンUの使用済燃料を「電気事業者等」から受け入れており、1,003トンUを再処理しています。

また、2005年7月に操業開始予定である日本原燃(六ヶ所再処理工場)には約780トンU(2002年12月末現在)の使用済燃料が搬入されています。

再処理工場へ搬出された使用済燃料のほかは、原子力発電所のプール又は金属キャスクに貯蔵されており、貯蔵量は約10,000トンUに達しています。

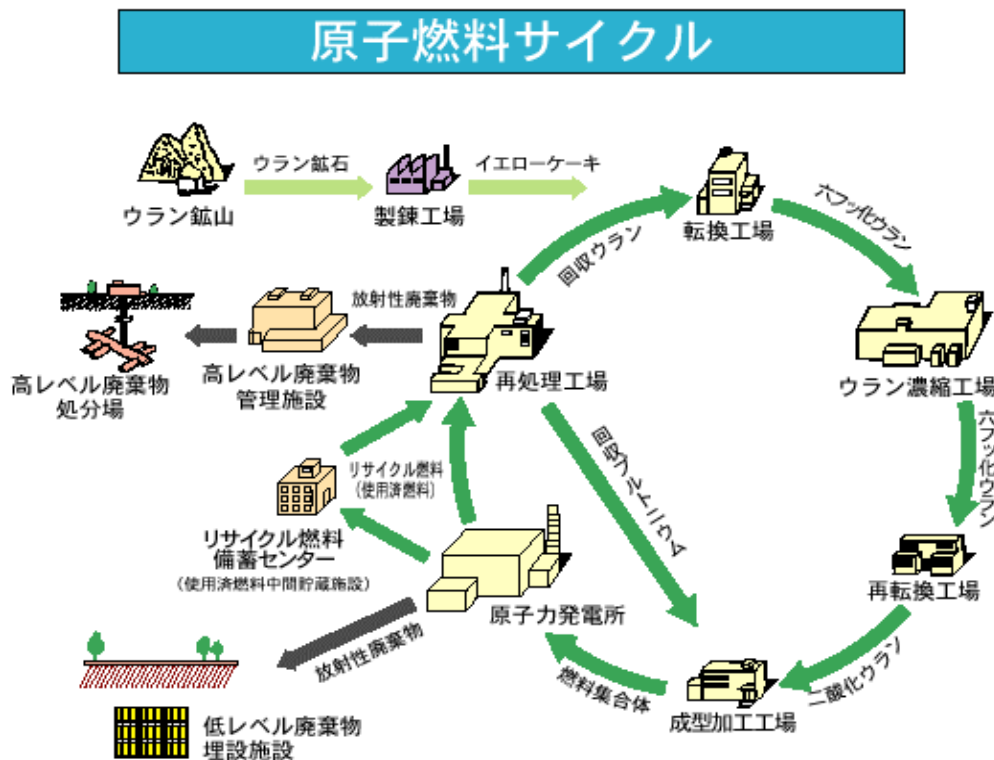
使用済燃料の年間発生量は現在約900トンUですが、今後は1997年～2010年で合計14,000トンU、2020年までの10年間で13,500トンUの使用済燃料が発生すると見込まれます。

一方、現在建設中の六ヶ所再処理施設は、年間再処理能力が800トンUであることから、貯蔵すべき使用済燃料の量は長期的に増大していきます。

原子燃料サイクルの概要

資源の少ない国・日本は、エネルギー源を最大限に有効活用することが大切です。鉱山で採掘されたウラン鉱石は、製錬→転換→濃縮→再転換→加工といった工程を経て、最終的に燃料棒という形で原子炉で使用されます。原子炉で使い終わった燃料は再処理工場に送り、燃え残ったウランや新しくできたプルトニウムを回収し、再び燃料として使えるように加工します。この一連の流れを原子燃料サイクルといい、燃料は何回もくり返して利用できるようになります。使用済燃料はリサイクルできる貴重な資源を含む「リサイクル燃料」といえます。

現在、日本はウラン濃縮や使用済燃料の再処理を多く海外に依存しています。ウラン資源を長期にわたって経済的で安定したエネルギー源として確保するためには、原子燃料サイクルの自主的な確立が必要です。このため電力業界では1984年7月、青森県および六ヶ所村へ原子燃料サイクル施設（濃縮工場、再処理工場、低レベル放射性廃棄物埋設施設、高レベル放射性廃棄物管理施設）の立地を申し入れ、1985年4月には同県および村から受託の回答を受けました。現在までに、ウラン濃縮工場が1992年3月に操業開始。低レベル放射性廃棄物埋設センターは1992年12月に、高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センターは1995年4月よりそれぞれ操業を開始しています。また、再処理工場についても1993年4月より着工、2005年の操業をめざして建設を進めています。



原子燃料サイクル施設の概要

(2002年8月末現在)

日本原燃・青森県六ヶ所村

	再処理工場	高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター	ウラン濃縮工場	低レベル放射性廃棄物埋設センター
建設地点	六ヶ所村弥栄平地区		六ヶ所村大石平地区	
施設の規模	最大処理能力 800トン・U/年 使用済燃料貯蔵容量 3,000トン・U	返還廃棄物貯蔵容量 ガラス固化体 1,440本 将来的には 約2,880本	150トンSWU/年で操業開始 最終的には 1,500トンSWU/年規模	約20万立方メートル(200lドラム缶約100万本相当) 最終的には 約60万立方メートル(200lドラム缶約300万本相当)
現 状	建設中	累積受入616本	1,050トンSWU/年規模で操業中	累積受入143,755本
建設費	約2兆1,400億円	※1 800億円	約2,500億円	※2 約1,600億円
工 期	工事開始 1993年 操業開始 2005年	工事開始 1992年 貯蔵開始 1995年	工事開始 1988年 操業開始 1992年	工事開始 1990年 埋設開始 1992年

※1:高レベル放射性廃棄物(ガラス固化体)1,440本分の建設費

※2:低レベル放射性廃棄物20万立方メートル(200lドラム缶約100万本相当)分の建設費

出典:「原子力」図画集 2002-2003

リサイクル燃料の発生量見通し

2001年3月末現在で、軽水炉原子力発電所におけるリサイクル燃料の管理容量の総計は、**14,380トンU**、貯蔵量は**9,290トンU**です。しかし今後は発電量の増加が見込まれるため、年間発生量は現在約**900トンU**ですが、**2010年頃**には約**1,400トンU**、**2030年頃**には約**1,900トンU**発生する見通しとなっています。

電気事業連合会「まるごと原子燃料サイクルについて」より抜粋

* 柏崎刈羽原子力発電所から六ヶ所村再処理工場への搬出状況

過去に一度、平成14年9月7日 5号機から228体(約39トンU)が搬出されています。